

## 国立大学法人群馬大学研究インテグリティの確保に関する規程

令和 6. 2. 21 制定

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究インテグリティ」とは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

### (最高責任者)

第3条 本学における研究インテグリティの確保に関する最高責任者（以下「最高責任者」という。）は、学長とする。

2 最高責任者は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

### (研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第4条 最高責任者は、本学における研究インテグリティの確保に係る事項の審議等を行うため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティの確保に係る事項に関すること。
- (2) 研究インテグリティの確保に係る相談に関すること。
- (3) 研究インテグリティの確保に係る調査に関すること。
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関すること。
- (5) 研究インテグリティの確保に係る規程等の制定及び改廃に関すること。

3 委員会は、研究インテグリティの確保に関して必要に応じて関連する他の委員会等に対し意見するとともに、相互に必要な連携を行う。

4 委員会は、研究インテグリティの確保に関して必要に応じて研究者等に対し指導助言する。

### (組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・企画担当）
- (2) 理事（総務・財務担当）
- (3) 総務部長
- (4) 研究推進部長
- (5) 委員長が指名する教員 若干名

### (任期)

第6条 前条第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、第5条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(リスク判断)

第10条 委員会は、審議の結果、研究インテグリティの確保の観点からリスクが懸念される場合に最高責任者に報告・助言を行う。

- 2 最高責任者は、委員会の報告・助言を受け、研究インテグリティの確保の観点からリスクの有無について判断を行う。
- 3 最高責任者がリスクがあると判断した場合には、委員会に研究者等に対する指導を指示する。

(研究者等の責務)

第11条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため必要な情報について、本学及び研究費の資金配分機関に対して開示を行うものとする。

(事務)

第12条 研究インテグリティの確保に関する事務（委員会の事務を含む。）は、関係部課等の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

- 2 第4条第2項第2号に定める相談を受け付け、その事務を処理するため、研究推進部研究推進課に相談窓口を置く。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月21日から施行する。